

令和5年11月 ばい煙量又はばい煙濃度測定結果における全水銀について

大気汚染防止法では、水銀の定期測定結果が基準値を超えた場合、再測定を3回以上行うこととなっており、定期測定及び再測定のうち最大値と最小値を除いた全ての測定値の平均値により評価します。

1号炉 全水銀

項目	排ガスを採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果	基準値	測定場所
定期測定	R5. 10. 25 (12:50 ~ 14:40)	R5. 11. 20	160 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下	煙突
再測定 (1回目)	R5. 11. 25 (12:00 ~ 13:40)	R5. 12. 4	11 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$		
再測定 (2回目)	R5. 11. 26 (11:10 ~ 12:50)	R5. 12. 4	11 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$		
再測定 (3回目)	R5. 11. 27 (09:55 ~ 13:55)	R5. 12. 4	13 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$		
評価値	定期測定を含む計4回の測定のうち、最大値・最小値を除く平均値	R5. 12. 4	12 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$		